

平成 30 年 9 月 14 日  
神戸市教育委員会

## 組織体制及び事務執行管理に関する緊急取組について

「組織風土改革のための有識者会議」において、垂水区中学生自死事案における一連の不祥事の背景や要因の分析及びあるべき組織体制について議論をいただき、「中間取りまとめ～組織体制及び事務執行管理について～」が提出されました。

いただいたご意見を真摯に受け止め、教育委員会が一丸となって組織風土改革に向けて取り組んでまいります。ついては、下記のとおり可能なものから速やかに実施してまいります。

### 記

#### ◎学校教育課の組織改正（平成 30 年 10 月 1 日付）

学校教育部学校教育課の組織改正を行い、学校指導係を児童生徒課として新設し、同課に調整係と児童生徒係を置く。

これにより、学校教育課の組織規模を適正化し、権限・責任や指揮命令系統の明確化を図る。また、児童生徒課を学校からの児童・生徒に関する指導・支援等の相談窓口として位置づけることで窓口の明確化を図る。

さらに、今回の組織改正にあわせ、児童生徒課に新たに行政職を配置し、行政職と教育職（指導主事）との役割分担のもと、チームで対応する仕組みを構築する。

#### ◎教育委員会事務局全体の緊急取組

##### 1. 権限・責任や指揮命令系統の明確化、情報の共有化・集約化

事務局の縦割り意識や連携不足を解消するため、所属やラインごとの権限・責任や指揮命令系統を明確化する。

また、重大事案並びに関係機関等からの重要文書、市会への説明・報告のほか、マスコミ等関係機関への情報提供、学校への通知等について、上位職に適切に報告・連絡・相談を行った上で、教育長・教育委員へ速やかに情報伝達を行う等、迅速な情報の共有化や集約化を図る。

## 2. 行政職と教育職の役割分担の明確化及びチームとしての連携強化

教育職が学校支援に集中できるよう、行政職との役割分担を図り、両者の専門性を発揮させ、組織力の向上を図る。

また、個人判断ではなく、組織として適正な事務執行を図るため、行政職と教育職がチームとして連携・協働する仕組みを構築し、組織としてのチェック機能を強化する。

## 3. 事務局の相談窓口の明確化

学校から事務局に相談する窓口が不明確で相談しにくい状況を改善するため、相談の多い“児童・生徒に関する指導・支援”や“施設整備”といった業務ごとに各区担当者を明示・設置する等、事務局の相談窓口の明確化を図る。

## 4. 法律専門家による学校支援の充実

学校が日常的に法律専門家に直接相談しやすく、支援を受けやすい体制を構築するため、スクールロイヤーの配置など法的支援の充実を図る。